

令和 9 年 度

東京都予算編成に
対する要望事項

東京都市長会厚生部会

目 次

重点要望事項

1	子どもの医療費助成制度の拡充	1
2	公立病院に対する補助制度の充実	2
3	子育て環境の充実	3
4	第10期介護保険事業計画策定に向けた対応	5
5	障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援	6
6	持続可能な医療保健制度の構築に向けた対応	8
7	予防接種等における支援の確立	10

一般要望事項

1	医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実	11
2	介護保険制度に係る市町村への財政支援策の充実	12
3	保健医療政策区市町村包括補助事業の充実	13
4	認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実	14
5	学童クラブ等に対する補助制度等の充実	15
6	介護保険制度に係る市町村への各種支援策の充実	17
7	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実	18
8	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大	19
9	5歳児健康診査実施に向けた支援	20
10	障害福祉サービスの質の向上と体制強化	21
11	難病患者・精神障害者への施策の充実	22
12	生活保護制度における夏季支援策の充実	23
13	生活困窮者等に対する支援策の充実	24
14	後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等	25
15	特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等	26
16	私立幼稚園等に対する支援の充実	27
17	障害者等に係る診療を支援する補助制度の創設	28
18	生活保護制度におけるICT化の推進	29
19	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	30
20	特別支援教育推進に向けた支援	31
21	子供・若者支援の充実	32

要望先局別一覧

重点要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
子供政策連携 室	1	子どもの医療費助成制度の拡充		1	○
	3	子育て環境の充実		3	○
福祉局	1	子どもの医療費助成制度の拡充		1	○
	3	子育て環境の充実		3	○
	4	第10期介護保険事業計画策定に向けた対応		5	
	5	障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援		6	
	7	予防接種等における支援の確立		10	○
保健医療局	2	公立病院に対する補助制度の充実	総文	2	○
	6	持続可能な医療保険制度の構築に向けた対応		8	
	7	予防接種等における支援の確立		10	○

要望先局別一覧

一般要望

局	番号	要 望 事 項	共管 部会	頁	複数局 要望
子供政策推進 室	4	認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実		14	○
	5	学童クラブ等に対する補助制度等の充実		15	○
	16	私立幼稚園等に対する支援の充実	総文	27	○
	20	特別支援教育推進に向けた支援	総文	31	○
	21	子供・若者支援の充実	総文	32	○
福祉局	2	介護保険制度に係る市町村への財政支援策の充実		12	
	4	認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実		14	○
	5	学童クラブ等に対する補助制度等の充実		15	○
	6	介護保険制度に係る市町村への各種支援策の充実		17	
	7	高齢者保健福祉に係る各種施策の充実		18	
	9	5歳児健康診査実施に向けた支援		20	
	10	障害福祉サービスの質の向上と体制強化		21	
	11	難病患者・精神障害者への施策の充実		22	○
	12	生活保護制度における夏季支援策の充実		23	
	13	生活困窮者等に対する支援策の充実		24	
	17	障害者等に係る診療を支援する補助制度の創設		28	○
	18	生活保護制度におけるＩＣＴ化の推進		29	
	19	安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実	総文	30	○
	21	子供・若者支援の充実	総文	32	○
保健医療局	1	医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実		11	
	3	保健医療政策区市町村包括補助事業の充実		13	
	8	国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大		19	
	11	難病患者・精神障害者への施策の充実		22	○
	14	後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等		25	
	15	特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等		26	
	17	障害者等に係る診療を支援する補助制度の創設		28	○

重 点 要 望

1 子どもの医療費助成制度の拡充

要望先 子供政策連携室、福祉局

高校生等医療費助成事業については、継続的に事業を進めていけるよう、都の支援を前提に、令和8年度に本則に移行したところであるが、少子化・人口減少対策の推進が求められているなか、市の財政状況にかかわらず、子育て世代の経済負担を軽減させ、全ての子どもが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、子育て支援施策として以下の対策を講じること。

(1) 子どもの医療費助成における一部負担金の撤廃

子どもの医療費助成については、各市の財政状況により自己負担の取扱いに格差が生じている状況である。広域自治体である都が積極的に格差是正のために、一部負担金を撤廃すること。

(2) 子ども医療費助成制度の創設に向けた国への働きかけ等

0歳児から18歳までを対象に、必要な医療について費用負担を伴わず提供を受けることを可能とする、新たな子ども医療費助成制度を創設するよう国へ働きかけること。その際、国・都・市の役割を明確にするとともに、人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とするよう働きかけること。また、都においては各市がこの事業を持続していくことができるように財政支援を継続すること。

(3) 医療費助成に係るオンライン資格確認（PMH）の運用経費に対する財政支援

国が推進する医療費助成のオンライン資格確認（PMH）については、令和9年度以降、システムの管理・運用等に係る費用を自治体が負担する方向性が示されていることから、自治体に新たな負担が生じないよう、国に対し恒久的な財政支援制度の構築を働きかけること。

2 公立病院に対する補助制度の充実

要望先 総務局、保健医療局

多摩地域における公立病院は、二次医療を担う中核医療の役割を果たしており、地域医療の維持・充実において相応の財政的負担が伴っている。今後も持続可能な病院運営を行うために、病院間の役割分担の明確化・最適化をし、医師・看護師等の確保などの取組を継続して進めていく必要があることから、適切な地域医療提供体制を確保するため、以下の方策を講じるよう要請する。

(1) 公立病院運營業補助制度の充実

公立病院の地域での役割を踏まえ、人件費の増加や物価高騰による経営状況を適切に反映できるよう、市町村その他の関係機関等と検討を行い、地域の状況に応じた対策及び経営評価指数の適用緩和等、公立病院の運営費に対する補助制度の充実を図ること。

(2) 物価高騰等に対する財政支援等の実施

公立病院の安定した経営状況を維持するため、東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金を継続及び増額をするとともに、物価高騰で更新ができなくなっている医療機器の更新費についても支援対象に含める等、範囲を拡充すること。また、企業の賃金上昇に伴い増加する委託費負担を軽減する補助制度を創設すること。

(3) 石油由来の医療材料不足、価格高騰への対応

現下の中東情勢により、石油由来の医療材料不足や価格高騰が懸念されるため、医療材料の確保について国に要望すること。

(4) 経営改善推進事業の要件緩和

令和7年度の地方財政対策として、国において病院事業債に経営改善推進事業が創設されたが、本事業における借入れ要件が厳しく、病院経営の早期立て直しが困難であるため、貸付対象等要件の緩和を国に対し引き続き要望すること。

3 子育て環境の充実

要望先 子供政策連携室、福祉局

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しているなかで、子育て環境の充実のために市町村が地域の実情に応じて実施する各種施策について、法や制度の改正に伴い事務や財政的負担が増加している。円滑な施策実施のため、国への働きかけや財政措置等、都においても積極的な支援策を講じること。

(1) 子ども・子育て支援制度推進のための支援

子ども・子育て支援制度について、市町村の財政運営に支障を来さないよう、国の責任において確実な財源を保障するとともに、市町村及び事業者の負担軽減を図るべく、事務の簡素化をするよう国へ働きかけること。

(2) 交付金及び補助事業の拡充

子育て推進交付金については、予算全体の増額をすること。また、子供家庭支援区市町村包括補助事業については、市の需要が多様化する保育ニーズ等に鑑み、算定基礎の見直しを行うとともに、引き続き予算全体の増額や補助率の引上げなど、財政措置の拡充を図ること。

(3) 東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付事業事務費交付金の見直し

東京都母子及び父子福祉資金・女性福祉資金貸付事業の事務に係る交付金について、令和7年に事務費に対する単価の見直し、8年度にシステム導入・改修経費に対する交付金の予算措置があったところではあるが、人件費及び物件費相当分に対し、乖離して低額なため、現状を勘案した単価となるよう見直しを図ること。

(4) 相談支援体制の整備に関する補助

こども家庭センター事業については、希望する市が同一施設による母子保健・児童福祉一体的相談支援体制を整備・維持できるよう、必要な人材確保、専門職配置、体制強化等に対する継続的かつ十分な財政支援を行うよう、国へ働きかけること。また、都においても、こども家庭センター体制強化事業について、期限を設けることなく、同体制の整備・維持に必要な財政措置等を講じること。

（５）子どもの生活支援及び子育て家庭支援の充実

物価高騰の影響により、子どもの居場所づくりや子育て家庭への支援の安定的な実施が困難となっていることから、子供食堂等居場所支援事業については、補助要件の緩和及び補助の拡充を図ること。また、ひとり親家庭等日常生活支援事業については、多児保育に対応した複数体制による支援の充実及び必要な財政支援を図ること。

4 第10期介護保険事業計画策定に向けた対応

要望先 福祉局

都においては、第10期介護保険事業計画策定に係る国の検討状況等を踏まえ、市町村と調整し、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るほか、市町村が行う諸施策について、以下のように継続的に様々な支援策を講じること。

(1) 介護保険事業計画策定に向けた国との調整

介護報酬改定における地域区分を含めた適正な単価設定、低所得者保険料軽減負担金制度、介護サービス利用時の自己負担割合2割となる利用者の対象拡大、ケアマネジメント費の給付、軽度者の生活援助サービスに対する給付の他事業への移行など、第10期計画策定に向け、検討を続けることとなった内容については、保険者の意見が十分に反映されるよう国と調整すること。

(2) 介護人材確保策の充実

慢性的な介護職員不足解消のため、報酬の引上げ等介護人材確保策を講じるとともに、イメージアップ戦略、専門職の再就職支援、定着支援の充実を図ること。(主任)介護支援専門員について、引き続き確保策を講じるとともに、特定一般教育訓練給付金制度は、受講費用の全額補助を国へ働きかけること。

(3) 小規模介護施設及び訪問介護事業所への介護報酬の充実や地域密着型サービス等整備推進事業の支援

認知症対応型共同生活介護、小規模介護施設及び訪問介護事業所の運営事業者が安定的に運営を行うために、介護報酬を拡充すること。また、地域医療介護総合確保基金を財源とした地域密着型サービス等整備推進事業補助について、配分基礎単価を増額することに加え、老朽化に伴う改修費の補助など更なる支援策を策定することについて国へ働きかけること。

5 障害者福祉施策の安定的な運営に向けた支援

要望先 福祉局

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）や児童福祉法に基づく障害福祉施策を実施するに当たり、市の役割と財政負担が年々大きくなっている。市の障害者福祉施策の安定的な運営が図られ、障害の程度に関わらず必要なサービスが提供されるよう、以下のとおり必要な支援を図ること。

（１）地域生活支援事業における財政措置や事業の拡充

地域生活支援事業においては、自治体の事業負担割合が 1/4 を超えている実情があり、必須事業における超過負担を生じない財源の確保や確実な予算措置、各事業における補助上限の撤廃や要件緩和を、引き続き国に対して働きかけること。

（２）医療的ケアを必要とする重度の障害者（児）への支援の拡充

医療的ケアを必要とする重度の障害者（児）について、多摩地域では短期入所や通所で利用できる施設が少ないため、都において率先して施設整備を行うこと。

（３）相談支援事業者の人材確保の支援や報酬体系の見直し

地域における障害者の各種相談支援体制を強化するため、相談支援事業者が専門員を安定的に配置できる仕組みに改めるよう、人材確保の支援や適正な報酬体系の見直しについて、相談支援事業者の実態に合わせ報酬改定を行うよう、引き続き国へ働きかけること。

（４）「地域生活支援拠点等」の整備等

「地域生活支援拠点等」の整備等は急務を要していることから、市に財政的負担が一定以上生じないよう、必要な財源措置等について引き続き国へ働きかけること。

(5) 多摩地域における療育に関する医療機関及び発達障害者支援センターの整備

多摩地域においては、療育専門医療機関での早期受診が困難であり、また発達障害者相談支援センターは多摩地区には未整備の状況である。医療や発達相談を必要とする方が身近な地域で利用できるよう、医療機関の誘致や整備、発達障害者相談支援センターの開設に向けて、都の取組を推進すること。

6 持続可能な医療保険制度の構築に向けた対応

要望先 保健医療局

国保財政は依然として厳しい状況にあり、一人当たり医療費は増加傾向が続いている。国では被用者保険の適用拡大に向けて令和9年10月からの企業規模要件の段階的な見直しに向けた議論を進めていることから、国保財政は更に厳しくなることが見込まれる。国保の共同保険者であり、財政運営の責任主体である都は、以下の措置を講じること。

(1) 医療保険制度の一本化の早期実現

国民皆保険制度の中核をなす国民健康保険の構造的課題を解決し、各種医療保険制度の負担と給付の公平化を推進するため、医療保険制度の一本化の早期実現に向けて、都は、市の意見を踏まえ、現状に鑑みるよう、国に対して働きかけること。

(2) 保険料水準の統一に向けた財政支援策の構築

「保険料水準統一加速化プラン」を受けた取組を進めるに当たっては、一般会計からの赤字補填繰入を解消する必要がある。全国の赤字補填繰入の約5割を都の市区町村が占めている実情を踏まえ、今後、さらに被用者保険との負担と給付の乖離に拍車がかかり、国保の急激な保険料（税）率の上昇が見込まれることから、激変緩和措置等の財政支援策を講じるよう、国へ働きかけること。

(3) 制度の安定的な運営

国民健康保険事業費納付金や標準保険料率に係る算定結果の提示時期が遅いことから、各市町村の保険料（税）率の見直しや予算編成に支障が生じることのないよう、算定に必要な係数の早期の提示を国へ働きかけること。

(4) 資格確認書とマイナ保険証への対応

マイナ保険証への移行に伴う日次・月次処理の増加や、マイナンバーカードの有効期限切れなどマイナンバー制度そのものによる影響によって、事務負担及び費用が増大している。制度の改善及び費用負担を国に働きかけること。

(5) 子ども・子育て支援金制度に係る事務費用への財政支援

子ども・子育て支援金制度による保険料（税）の賦課・徴収事務を令和8年度から実施しているが、国に納める拠出金は、令和9年度、10年度で段階的に引き上げられることが示されている。引上げに伴う被保険者一人当たり（又は一世帯当たり）の見込額の算出根拠を明確に示すとともに、子ども・子育て支援金制度に係る事務費用に対し、財政支援を国に働きかけること。

7 予防接種等における支援の確立

要望先 福祉局、保健医療局

感染症に対して集団防疫や疾病予防の観点から有効な対策である各種予防接種について、その実効性の向上のため、国に対し自治体への支援を強く働きかけるとともに、都においても市町村に対する財政支援の拡充等、希望者が時機を逸することなく接種を受けられる環境づくりに向け、適切な支援策を講じること。

(1) 定期予防接種に係る経費に対する支援方法の見直し

定期予防接種化されるワクチンの増加やワクチン価格の高止まり等により、市町村の財政基盤や個人の経済状況による接種機会の格差が生じることのないよう、既存の予防接種も含め、国の責任において財源を地方交付税によらずに全額保障する措置を講じることが働きかけること。

(2) R S ウイルスワクチン定期予防接種に係る集合契約の締結

居住地以外の市区町村医療機関で妊婦健診を受ける妊婦は多く、市の個別契約の負担及び償還払による妊婦の経済面、申請手続の負担軽減のため、都内の医療機関で乗入れ接種が可能となるよう、都において東京都医師会、東京都国民健康保険団体連合会等との集合契約を締結すること。

一 般 要 望

1 医師及び看護師等医療従事者確保のための施策の充実

要望先 保健医療局

公立病院の安定した医療体制の確立を可能とするため、医療従事者確保及びその働き方改革の推進に向け、以下の方策を講じること。

(1) 内科・産科・小児科・麻酔科・心臓血管外科・救急科等の医師の確保及び育成

多摩地域は地理的要因により医師の確保が非常に難しいことから、多摩地域の公立病院における標榜診療科等の医師確保策や育成事業等を講じること。

(2) 東京都地域医療支援ドクター事業の改善

東京都地域医療支援ドクター事業について、派遣される医師が実績としては単年の在籍が多いことから、支援勤務期間を複数年同一病院に在籍することや、派遣医師の増員、派遣対象診療科目に特に医師が不足する麻酔科等を追加するなどの改善策を講じること。

2 介護保険制度に係る市町村への財政支援策の充実

要望先 福祉局

介護保険事業の安定的な実施に向けて、国に対し十分な財源確保を求めるとともに、都としても独自の財政支援を行うよう、以下の支援策を講じること。

(1) 財政調整交付金における法定負担分の全額交付

財政調整交付金については、介護保険事業財政の安定的な運営の確保と介護保険料の上昇率を抑制するため、国の法定分の全額を各市町村へ確実に交付し、市町村の介護保険料の不均衡の解消分については大都市の実態に応じた交付となるよう国へ働きかけること。

(2) 地域支援事業を円滑に実施及び運営するための財源確保

地域包括支援センター業務は高齢化の進展に伴う量の増加への対応と医療・介護連携や認知症対応等に質の向上が必要であるため、センターの機能強化に向け一層の財源充実に努めること。また、一般介護予防事業等の拡充も含め地域支援事業交付金の上限撤廃を要望するとともに、地域支援事業の円滑な実施及び運営のために十分な財源を確保するよう引き続き積極的に国へ働きかけること。

(3) 保険者機能強化推進交付金等の財源の確保

保険料算定で交付金を見込む自治体もあるため、保険者機能強化推進交付金の計画期間中の予算額減額及び評価指標変更を行わないこと。また評価実施に係る事務簡素化と事務費等を措置するとともに、結果分析等についても支援策を講じることが国へ働きかけること。

(4) 認知症対応型共同生活介護における負担軽減措置に対する財政支援

市町村が行う認知症対応型共同生活介護における低所得者の食費・居住費についての負担軽減措置に対して財政措置を講じるよう、引き続き国へ働きかけること。

(5) 物価高騰に対する介護サービス事業所への財政支援

物価高騰により、介護サービス事業所の運営は非常に逼迫している状況が続いており、高齢者を支え、地域の受皿となるべき事業所が経営難に陥ることのないよう、介護報酬に適切に反映させるとともに介護サービス事業所へ引き続き財政支援を実施すること。

3 保健医療政策区市町村包括補助事業の充実

要望先 保健医療局

保健・医療サービス事業を実施する市町村の実情に応じ、保健医療政策区市町村包括補助事業について引き続き充実強化及び柔軟な対応を図ること。

(1) 保健医療政策区市町村包括補助事業の事業規模に応じた予算額の増額

地域の実情に応じた市町村の創意工夫により、各保健、医療サービス事業に係る補助対象事業が拡大している現状に鑑み、事業規模の増加に見合った予算額の増額を図ること。

(2) 保健医療政策区市町村包括補助事業における補助条件の緩和及び補助事業の追加

医療スタッフの不足が深刻化している現状に鑑み、初期救急事業「休日急病診療事業・休日歯科応急診療事業」の補助条件である医療スタッフの配置基準を廃止もしくは緩和すること。また、市が行う平日夜間、準夜間診療及び休日診療に係る調剤業務についても、補助対象事業に加えること。

(3) AED設置運用経費に係る補助メニューの創設

近年、自動体外式除細動器（AED）は、各市保健衛生部門等により、設置、運用されてきたものであるが、従来からこれに対する補助制度はなく、一般財源の持ち出しが大きい状況にあるため、保健医療政策区市町村包括補助事業において新たに補助メニューを創設すること。

4 認可保育所及び認可外保育施設に対する補助制度等の充実

要望先 子供政策連携室、福祉局

子育て支援を進めるため、少子化対策の一層の推進・拡大を図り、以下の事項について補助等の充実強化を図ること。

(1) 認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減

認可外保育施設利用支援事業について、幼児教育・保育の無償化に伴い複雑化した制度を簡素化するとともに、全ての認可外保育施設利用者が安定的に保育所を活用できるよう、利用者支援の補助を継続すること。また、第1子の利用者支援分についても第2子以降と同様に拡充すること。

(2) 保育士確保施策の更なる強化・拡充

増加する障害児保育への対応のため、保育士加配に対する支援策を継続すること。また、宿舍借上げ支援について恒久化を国へ働きかけるとともに、都単独事業についてもこれまでの補助水準を継続すること。

(3) 都事業の保育業務のデジタル化

国は事務負担軽減のため令和8年度に保育業務施設管理プラットフォームを運用開始するが、対象は一部の国事業に限定されており、都や市の上乗せ事業については、各市でサブシステムを構築することと示されている。都事業についてはプラットフォーム上で国事業と一体的にデジタル化が進められるよう、国との技術的調整及び標準的な算定スキームの構築を都において主導すること。

5 学童クラブ等に対する補助制度等の充実

要望先 子供政策連携室、福祉局

学童クラブには、対象学年の拡大、開所時間の延長、待機児童の解消及び障害児の受入れ等、様々な対応が求められている。今後もますます学童クラブのニーズが高まるなか、併せて学童保育の環境改善も求められ、各市の継続的な財政及び事務負担が大きくなっていることから、以下の方策を講じること。

(1) 都認証学童クラブ事業実施に伴う都型学童クラブ事業の経過措置期間延長及び補助要件継続検討

都認証学童クラブ事業の実施に当たり、経過措置として「東京都認証学童クラブ移行支援事業」を設けているが、都型学童クラブ事業よりも高い運営基準が求められていることから、市町村の移行対応準備期間を考慮し、都型学童クラブ事業について十分な経過措置期間を設けること。また、市町村の今後の取組状況を踏まえて補助要件の継続的な検討を行うこと。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

放課後児童健全育成事業について、市町村における学童クラブ事業費の実態に合った額となるよう、人件費の高騰及び物価高の影響も踏まえ、補助基準額の見直しを国へ働きかけること。

(3) 施設整備等に対する財政支援の充実

入所申請後の待機児童数を踏まえた緊急的な施設整備に対応できるよう、子ども・子育て支援施設整備交付金の追加申請等の柔軟な運用について国へ働きかけること。また、既存施設の老朽化に伴う改修については、児童数の増加を伴わない場合も補助対象とするとともに、「大規模修繕等」の基準額の拡充及び補助対象範囲の拡大について国へ働きかけること。

(4) 障害児等の受入れに関する補助制度の充実

障害認定された児童に加え、発達障害等の診断基準に満たないが配慮を必要とする児童もいることから、上限を設けることなく、受入人数に応じたきめ細かい基準により、専門的知識を有する指導員の加配費用、タクシー等の利用料等障害児送迎費用及び受入環境整備費について、更なる補助制度の充実策を講じること。また、都立特別支援学校における放課後の居場所づくりの実施について、より一層の拡充を要望する。

（５）学校施設の更なる活用に向けた財政支援の充実

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校施設を利用する場合に、放課後児童支援員の人件費や消耗品・備品等購入費に対する補助制度を創設するよう国へ働きかけること。また、普通教室を含めた学校施設の更なる活用を促進するため、学校施設の管理運営や教育環境に配慮した環境整備等に対するインセンティブ措置を講じるよう国へ働きかけること。

6 介護保険制度に係る市町村への各種支援策の充実

要望先 福祉局

高齢化が一層進む状況を踏まえ、山積する介護保険制度の課題の解決に向けて、都は市町村の状況を鑑み、国に対して積極的に働きかけを行うとともに、都独自の施策展開を図るよう、以下の支援策を講じること。

(1) 住所地特例制度及び被保険者の範囲の見直しに当たっての保険者意見の反映

介護保険の住所地特例制度適用外となっている障害者施設について、入所者が65歳に到達して介護保険被保険者になるとときには、施設が所在する市町村が保険者となるため、障害者施設の多い自治体は財政的負担が集中し、自治体間で不公平な状態となっている。これらの施設については、住所地特例制度を見直す等、保険者の意見を十分反映するよう国へ働きかけること。

(2) 低所得者対策の抜本的な検討と利用者負担軽減措置等の見直し

低所得者対策は、事業所や市町村の負担が制度利用の拡大の障壁となっていることを踏まえ、制度の抜本的な検討と見直しを行い、事業所や市町村の負担の少ない利用者負担の軽減措置の施策を実施するよう国へ働きかけること。

(3) 保険者業務（認定調査・審査）や包括業務D X化支援の充実

人材確保が困難な介護現場において事務の効率化が課題となっているなか、認定調査や包括支援センターの窓口・相談業務などのD X化を推進するため、導入費用の促進に係る補助金を創設する等の対策を講じること。

7 高齢者保健福祉に係る各種施策の充実

要望先 福祉局

各種高齢者保健福祉施策の充実を図るため、以下の方策を講じること。

(1) 高齢者の聞こえのコミュニケーション支援事業の拡充

高齢者の聞こえのコミュニケーション支援事業について、補聴器の継続使用は認知症予防に効果があるとされているが、26 市における補助事業の実施状況に差が生じている。各市の財政負担を軽減し 26 市全体の水準の向上を図るため補助率を引き上げること。

(2) おむつ等の給付事業に係る財政支援

市が実施するおむつ等の給付事業については、国からの補助の有無にかかわらず、在宅介護者の増加等から市の単独事業として多くの市が実施をしている。国の地域支援事業実施以前より各市が実施をしてきた経緯と在宅介護を行う都民負担の軽減を鑑み、都において財政支援を講じられたい。また、第 10 期計画においても例外的な激変緩和措置を継続するよう国に働きかけること。

(3) 東京都シルバーパスの利用対象交通機関の拡充

東京都シルバーパスの利用対象交通機関について、一般のバス路線と同等の運賃を設定していないコミュニティバスについても、全てシルバーパスの通用区間とするよう制度を改正するとともに、財政支援を講じること。

8 国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大

要望先 保健医療局

国保にあっては、中高年齢の被保険者が多いことなどから医療費の増加を招く一方、年金生活者や失業者などの低所得者が多く、非正規労働者においては被用者保険の適用拡大によって国保から脱退していることから、保険料（税）収入が減少の一途を辿っており、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど、厳しい運営を余儀なくされている。については、以下の措置を講じること。

（１）適切な負担割合への引き上げ及び財政支援の確実な実施

現行の国庫負担割合の引上げ及び国保制度の安定化に不可欠な財政支援の確実な実行とともに、更なる低所得者対策の実施や保険者努力支援制度の減点項目を含む評価指標について、実情に合わせた見直しを行うよう国へ働きかけること。

（２）子育て世代の負担軽減策の充実

令和９年度から子どもに係る均等割額の５割軽減措置の対象範囲を「高校生世代」までに拡充することを国が示しているが、軽減措置割合の引上げなど、更なる充実の実現を国に働きかけること。また、軽減分については全額国費で補填するなど財政支援策の充実を図るとともに、本制度の詳細を早急に情報提供するよう国に対し要望すること。

（３）出産費用の保険適用への対応

令和９年度以降、出産費用の保険適用による自己負担の無償化については、新制度（現物給付、現金給付）と旧制度（出産育児一時金）が併存する期間が生じるとされているが、被保険者、医療機関及び保険者の混乱を防ぐため、十分な準備期間を確保するとともに、併存期間を短期で解消するよう国に働きかけること。

（４）高額療養費制度の見直しについての対応

増大する医療費の対応として、高額療養費制度の見直しが公表され、段階的に見直しを実施することが示されているが、その詳細については被保険者に広く周知するよう、国に働きかけること。また、この見直しに対する費用についても適切に財政支援を行うよう、国に対し要望すること。

9 5歳児健康診査実施に向けた支援

要望先 福祉局

5歳児は、言語理解力や社会性の高まり、発達障害が認知される時期であり、子どもの個々の発達の特性を早期に把握する5歳児健康診査の実施は重要である。子どもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を実施するため、国との情報共有を図るとともに、全ての子どもが平等に健康診査を受けられる体制の構築を支援されたい。

(1) 健診に必要な専門職の確保

5歳児健康診査の実施体制の整備のため、都においても必要な医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士等が確保できるよう支援を行うこと。

(2) 専門医不足への対応

児童発達支援事業所への通所に必要となる診断書を発行してもらうに当たり、専門医（小児神経科医、児童精神科医等）の受診がすぐにできず、支援が遅れる事態が発生している現状に鑑み、小児科医に対する研修の実施など専門医の不足を補う方策を講じること。

(3) 地域のフォローアップ体制の構築に向けた働きかけ

出産後から学齢期までの切れ目のない支援のため、5歳児健康診査で発達障害等を踏まえた支援が必要だと判断された子どもについては、医療・福祉・教育の各分野に対し、定期健診の実施や特性に合わせたフォローアップを行うよう、研修の実施や協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

10 障害福祉サービスの質の向上と体制強化

要望先 福祉局

地域における各障害福祉サービスについては、体制の充実・強化による質の確保が求められている。障害福祉サービスの充実を図るため、適切な運営のための指導の徹底、財政支援、研修内容の充実等、更なる支援を図ること。

(1) 失語症者向け意思疎通支援事業の拡充

令和7年度に高次脳機能障害者支援法や都障害者情報コミュニケーション条例が施行されたが、多摩地域では、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の実施が極めて困難であり、都内自治体間の地域格差を生じさせないために、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を広域的に実施するとともに、失語症サロンが未設置の地域にサロンを開設すること。

(2) 障害児通所支援における利用者負担の軽減

障害児通所支援でサービスを利用した場合の利用者負担上限額については、その階層が4,600円と37,200円しかなく差が大きすぎるため、階層を細分化するなどの改善を国へ働きかけること。

11 難病患者・精神障害者への施策の充実

要望先 福祉局、保健医療局

国や都では、指定難病の患者や精神障害者に対して医療費助成等を行っているが、更なる支援が必要なことが課題となっている。このため、難病患者に対して、中等度・軽度者も含めて総合的なサービス等の充実を図ること。また、精神障害者に対しては、東京都心身障害者福祉手当の対象とすること。

(1) 難病患者に対する支援の充実

都においては、難病の要件を満たすものについては重症度分類にかかわらず指定難病とするよう引き続き国へ要望するとともに、難病患者に対する障害福祉サービスの充実と、中等度及び軽度の患者に対する更なる支援の拡大を国へ働きかけること。

(2) 精神障害者保健福祉手帳所持者に対する東京都心身障害者福祉手当の支給

都においては、平成31年1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を心身障害者医療費助成制度の対象としたが、東京都心身障害者福祉手当については対象としていない。他の障害種別との公平性を期すため、東京都心身障害者福祉手当の対象に精神障害者を含めるよう制度の拡充をすること。

12 生活保護制度における夏季支援策の充実

要望先 福祉局

昨今の夏季の猛暑は身体生命にも危険を及ぼしているため、冷房器具は日常生活を送る上で必需品となっていることから、生活保護受給者の暑さ対策への支援が必要である。このため、以下の策を講じること。

(1) 支給要件の見直し

被保護世帯における冷房器具の購入経費については、一部の生活保護受給世帯に対しては支給が認められていないことに加え、修理及び買い替えの費用についても支給対象となっていない。猛暑の続く昨今の夏においては、エアコンの使用が健康維持管理上必須となるため、上記費用について支給を認めるよう、国に対し働きかけること。

(2) 夏季加算の支給

暖房費需要に対する冬季加算が支給されている一方で、冷房器具使用に係る経費に対しては現状何ら措置されていないことから、昨今の沸騰化している夏の暑さを踏まえ、新たに夏季加算を支給するとともに、支給に当たっては都市特有の気温の高温化など、冬季加算と同様に地域性を考慮するよう国に働きかけること。

13 生活困窮者等に対する支援策の充実

要望先 福祉局

生活困窮者自立支援法施行後 10 年が経過し、ひきこもり状態にある方や長期無業者など、より丁寧な支援を必要とする方や、経済的困窮のみならず様々な生活課題を抱える方が顕在化しており、一人ひとりの状況にきめ細かく対応する体制が必要となっている。このため、以下の策を講じること。

(1) 自治体の財政負担の軽減

生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、人件費高騰の影響を踏まえ、自治体に財政負担が生じないよう、負担率・補助率、各事業において設定されている国庫負担上限額を撤廃し、事業費の全額補助を国へ働きかけること。

(2) 被保護者自立促進事業の効果的な実施

被保護者世帯に対する被保護者自立促進事業の次世代育成支援における学習環境整備支援費等は、補助指数が引き上げられ高校 3 年生においては、一般世帯との均衡が一定図られたが、中学 3 年生及び受験期以外の学年においては、引き続き補助基準額の積算基礎となる補助指数が世間相場と差があることにより、被保護者世帯の経済負担を生じているため、補助指数を更に引き上げること。

14 後期高齢者医療制度の安定的な運営に向けた財政支援等

要望先 保健医療局

後期高齢者医療制度の円滑かつ安定的な運営が図られるよう、国への働きかけや財政支援等について、以下の方策を講じること。

（１）調整交付金における法定負担分の確実な交付

区域内の被保険者の負担を軽減するため、国の法定負担分である療養給付費については、全てを定率とし、各広域連合間での所得格差に対する調整は、大都市の実態に応じた交付となるよう引き続き国に対して要望すること。

（２）特別徴収の見直し等に対する国への要請

後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の1/2を超過した場合や、年度途中で保険料額変更や他保険からの移行の場合にも、特別徴収を継続すること及び国民健康保険から後期高齢者医療保険料に切り替わる際、引き続き同一の振替口座から引き落とすことを可能とする制度改正を引き続き国に対して要望すること。

（３）健康診査事業における財政支援

東京都後期高齢者医療広域連合における委託料単価を決める際には、国の単価基準を基にしているため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託料単価が各市町村の実態に見合うものとなるよう、引き続き国に対して基準単価の見直し等の財政措置を要望すること。

15 特定健康診査・特定保健指導事業への財政措置等

要望先 保健医療局

超高齢社会において医療費が増大するなか、医療費の適正化を図るうえで特定健康診査・特定保健指導をはじめとした保健事業の果たす予防的役割の重要性が増していることから、特定健康診査・特定保健指導事業を円滑かつ安定的に実施することが必要不可欠である。ついては、以下の措置を講じること。

（１）特定健康診査・特定保健指導について地域の実態に合わせた国負担分の増額

特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用については、都内の健診単価は地方と比べて高いこと等により低額な補助単価との乖離が生じており、本来、国と都が負担すべき金額が交付されていないため、各保険者の実態に見合うものとなるよう、引き続き国に対して補助単価の見直し等の財政措置を要望すること。

（２）特定健診等関連事務経費の財政支援にかかる国への働きかけ及び都独自の支援策の充実

国保事業の広域的な運営を行うなか、特定健康診査のシステム関係費用等の事務経費等に対する財政支援を講じるよう国へ働きかけるとともに、東京都国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）における交付上限額を撤廃するなど、都独自の支援策の充実を図ること。

16 私立幼稚園等に対する支援の充実

要望先 子供政策連携室、生活文化局

地域社会全体で待機児童対策を進めるうえで、保育を必要とする児童の受皿としての機能を有し、長時間預かりをはじめとした各種保育施策にも対応できるよう、職員配置の見直しや職員研修体制確保が必要であるが、子ども・子育て支援制度への移行をしない幼稚園が多いこと、人材確保が十分でないことなど、様々な問題を抱えていることから、以下の方策を講じること。

(1) 幼稚園に対する補助の拡充

法人立幼稚園は待機児童の受皿や小規模保育事業の卒園児の預け先として、地域の子育て支援において大きな役割を果たしていることから、感染症、安全対策、物価高騰対策及び人材確保支援等の補助制度は施設種別で差が生じないように、都独自の補助を創設すること。さらに、障害児教育の加配人件費補助を保育所等の交付金と同水準で実施すること。

(2) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助の拡充

私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助について、制度変更に伴うシステム改修費等の補助を拡充すること。多子区分の撤廃や第1子・第2子への補助拡充、入園料の全額補助など、一層の負担軽減を図るとともに、幼稚園類似施設を令和9年度以降も対象とすること。

(3) マネジメント研修に係る費用の補助

幼稚園教諭が、処遇改善等加算区分3のAに該当するための要件となる「都道府県又は市町村が実施する研修」を多摩地域の幼稚園に勤務する教諭が公平に受講でき、保育の質を確保するため、都が研修を直接開催すること。若しくは、私立幼稚園協会等が開催する研修について都が直接補助を実施し、受講料免除等による保育所等との格差解消を図る実効性のある財政措置を行うこと。

(4) 長期休業中の一時預かりの無償化補助の拡充

私立幼稚園について、保育を必要とする児童の受皿とするため、長期休業中の一時預かり制度の無償化補助金の積算方法を見直すとともに、補助上限額11,300円を実態に即した額に引き上げることを国へ働きかけること。また、国が対応するまでの間は、都において上乗せ補助制度を創設すること。

17 障害者等に係る診療を支援する補助制度の創設

要望先 福祉局、保健医療局

多摩地域においては、障害者や認知症の方の歯科診療体制に係る医療資源が不足しているほか、昨今特に充実が求められる発達障害児等の療育診療体制についても、不採算になりやすい分野であることなどから、必要な人材の確保が難しい状況にある。障害者等が住み慣れた地域で安心して必要な医療を受けられる体制を構築するため、施設整備や体制整備に係る以下の支援を講じること。

(1) 障害者等の歯科診療体制の確保及び補助制度の創設

障害者等が定期的に歯科治療を受けられる施設の設置や診療体制の強化について、医療機関等に対する補助制度の創設など必要な施策を講じること。

(2) 療育診療体制の確保及び補助制度の創設

障害のある子どもとその家族が、地域において早期から療育診療を受けられる体制を強化する仕組みを整備するとともに、国に対し、診療報酬の仕組みの改善や療育医療の支援の充実を要請すること。また、医療機関が安定的に療育診療を運営していくために必要な研修費用や施設整備等に関する補助制度を創設すること。

18 生活保護制度におけるＩＣＴ化の推進

要望先 福祉局

生活保護業務は、訪問調査、ケース記録の作成及び保護費支給事務等、多岐にわたっている一方、26市においては社会福祉法に定めるケースワーカーの定数を満たしていない現状にあり、業務の効率化を図るため、生活保護事務のＩＣＴ化の推進が必要となっている。このため、以下の策を講じること。

（１）生活保護事務のＩＣＴ化を推進するための財政支援

訪問調査時におけるタブレットやスマートフォンの活用、並びにＡＩによる法令検索や電子決裁システムの導入は、業務の効率化に不可欠である。これらのデジタル技術の活用を推進するため、導入費用にとどまらず運用に係る経費についても財政支援の対象とするよう国へ働きかけること。

19 安全・安心な都市の実現に向けた取組に対する支援措置の充実

要望先 生活文化局、都民安全総合対策本部、福祉局、警視庁

市町村においては、児童・生徒や女性・高齢者を狙った事件や闇バイトを実行役とする強盗事件等の発生の状況を受けて、安全で安心して暮らせるまちを実現するため、犯罪防止施策や市民の防犯活動が活発化している。これらの施策や市民活動に対し、以下の方策を講じること。

(1) 警察による治安対策の強化

近年、多摩地域においても凶悪犯罪が発生しており、住民生活が脅かされていることから、治安状況が悪化しないよう、交番等設置数の維持及び空き交番の解消など、適切な対応を図ること。

(2) 地域の防犯力向上に向けた支援の充実

地域における防犯力の維持向上に向けた支援の充実を図るため、小学校通学路等に設置している防犯カメラを対象とした地域の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助金について、維持管理や更新に係る撤去費用を含めた対象の拡充を行うこと。東京都防犯機器等購入緊急補助事業について、匿名・流動型犯罪グループ等による凶悪な強盗事件が多く発生している状況を踏まえ、継続して実施すること。

(3) 特殊詐欺への対策強化

近年の特殊詐欺の手口の多様化や被害額の増加に鑑み、防犯機器の普及やバスへのラッピング、ステッカー等による啓発など、都や警視庁に協力を求められている被害防止に向けた市町村の取組を支援するために、補助制度を創設すること。

(4) DV対策の市町村への支援の充実

複雑化している相談業務に対応する市町村へ、専門人材を「常勤職員」として通年任用できるよう財政的支援を行うこと。再発防止に向けた「加害者プログラム」の実施が適切かつ効果的に推進されるよう、必要な法制度などを整えることを国へ一層働きかけること。緊急時の一時保護等については、都が実施する事業の受入枠の拡大や広域対応を行うとともに、市町村が広域的な対応を実施する場合の財政支援に取り組むこと。

20 特別支援教育推進に向けた支援

要望先 子供政策連携室、教育庁

都の推計では特別な支援が必要な児童・生徒は令和12年度まで増加するとされており、特別支援教育のニーズは引き続き高いと考えられる。特別支援教育をより一層充実させるためには、巡回指導に当たる教員等の配置、学校施設の改修等が必要となるが、地方財政措置以外の財政支援がなく、市町村の単独予算の負担は増大している。このため、以下の方策を講じること。

(1) 専門家等配置に係る補助制度の拡充

市が発達障害、臨床心理等の専門家及び巡回指導等に当たる専門職員を雇用するための費用について、財政支援を図ること。また、令和3年度に開始した「発達障害教育支援員配置促進事業」（現在は「インクルーシブ教育支援員配置補助事業」）について学校規模による補助要件や同時間配置による制限など、更なる要件の緩和及び申請・報告手続きの簡素化を図ること。

(2) インクルーシブ教育システムの推進

「インクルーシブ教育システム推進事業」について、専門家等配置に係る補助制度を地方交付税によらない財政措置とするなどの拡充を行うよう国へ働きかけるとともに、都は「インクルーシブ教育支援員」配置に関する補助に留まらず、支援員確保に係る対策を講じること。

(3) 特別支援学級の介助員等の配置への財政措置

特別な支援が必要な児童・生徒は増加傾向が続いている。特別支援学級の介助員等の配置に係る費用については、地方交付税により措置されているが、特別支援教育については、不交付団体も含めた全ての地方公共団体において対応が必要となることから、地方交付税ではなく、国庫補助による財政措置を講じるよう、国へ働きかけること。

(4) 特別支援教室への財政支援

特別支援教室に必要な教員の配置、教室の整備及び備品等の購入費用について、小集団指導や児童・生徒の入れ替わりなどに対応するための備品購入も含めた継続的な財政支援を図ること。

21 子供・若者支援の充実

要望先 子供政策連携室、都民安全総合対策本部、福祉局

核家族化の進行など家庭環境の変化や地域社会の希薄化、スマートフォンの普及をはじめとする情報化社会の進展など、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化している。これらのことを背景として、子ども・若者の孤独・孤立化や交友関係の変化が進み、ヤングケアラー、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、非行、自傷行為、自殺など、市は複雑化する多様な問題への対応に迫られている。このため、以下の方策を講じること。

(1) 子供・若者自立等支援体制整備事業の拡充

市における子ども・若者への支援体制の整備及び支援活動の推進を図るため「子供・若者自立等支援体制整備事業」を実施しているが、補助対象は新規又は拡充事業に限られていることから、既存事業についても補助対象とし、併せて補助基準額及び補助率の引上げなど補助制度の拡充を図ること。

(2) 若者支援体制整備に対する財政支援の充実

困難を有する若者への支援体制の充実が国の施策として進められている中、市が相談支援や居場所づくり、支援コーディネート等を継続的かつ安定的に実施できるよう、国による恒久的な財政支援制度の構築及び充実について働きかけること。